

情報提供NWSにおいて被用者保険等の資格状況が確認可能となるまでの標準的な日数について

| ケース | 健康保険組合 | 協会けんぽ | 国保組合 |
|--|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 被用者保険等の資格を喪失し、 <u>市町村国保の資格を取得</u> する場合 | 資格喪失日から 7日後 | 資格喪失日から 19日後 | 資格喪失日から 16日後 |
| <p>国保への加入を予定している加入者に対して「資格喪失証明書」を発行 ただし、資格喪失証明書が市町村窓口へ提出されない場合には、情報連携で対応</p> | | | |
| 被用者保険等の資格を取得し、 <u>市町村国保の資格を喪失</u> する場合 | 資格取得日から 8日後 | 資格取得日から 29日後 | 資格取得日から 18日後 |
| <p>上記の日数を経過後に、情報提供NWSで確認する。</p> | | | |

※ 日数は、休日や祝日を除く。

※ 国民健康保険法施行規則においては、資格取得（又は資格喪失）について、事実が発生してから14日以内に届け出るよう規定されていることを踏まえ、副本登録までにかかる日数が短縮できるよう、調整していく。